（書面による請求）

第七条　（略）

2　書面による請求を行う場合において、療養の給付費等のうち、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

3　書面による請求を行う場合には、レセプトの提出は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

4　（略）

（児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十六条　児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十年厚生省令第三十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （施行期日） 1　（略） （経過措置） 2～7　（略） 8　当該職員が既認定者等に係る変更日の属する月までの月分の手当について児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第二十九条第一項又は第二項の規定によって調査を行う場合においては、様式第十六号（表面）中「職名」とあるのは「官職又は職名」と、「都道府県知事」とあるのは「内閣総理大臣又は都道府県知事」と、同様式（裏面）中「都道府県知事」とあるのは「内閣総理大臣又は都道府県知事」とする。	**附　則** （施行期日） 1　（略） （経過措置） 2～7　（略） 8　当該職員が既認定者等に係る変更日の属する月までの月分の手当について児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第二十九条第一項又は第二項の規定によって調査を行う場合においては、様式第十六号（表面）中「職名」とあるのは「官職又は職名」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事」と、同様式（裏面）中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事」とする。

（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正）

第十七条　訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令 （訪問看護療養費請求書等の様式） **第二条**　前条の訪問看護療養費請求書及び訪問看護療養費明細書は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式による。	訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令 （訪問看護療養費請求書等の様式） **第二条**　前条の訪問看護療養費請求書及び訪問看護療養費明細書は、厚生労働大臣が定める様式による。

（福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する省令の一部改正）

第十八条　福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する省令（平成六年厚生省令第六十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する命令 （趣旨） **第一条**　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の四、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条の三、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十七条、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十二条及び母子及び父子並	福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する省令 （趣旨） **第一条**　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の四、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条の三、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十七条、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十二条及び母子及び父子並